

「建設リサイクル法」に係る静岡県指針 【概要】

1 指針策定の背景

建設工事現場において使用及び発生する特定建設資材（コンクリート（Co 塊）、アスファルト・コンクリート（As 塊）、木材、鉄及びコンクリートから成る建設資材）について、分別解体等や再資源化等の促進に必要な事項を定める。

2 分別解体等及び再資源化等の現況

(1) 地域の特性

- ・地勢（7,779K㎡）
- ・人口（3,767千人）
- ・世帯数（1,280千世帯）
- ・建設産業の産業別割合
7.5%（県内総生産比） ※県内総生産 14.7兆円

(2) 建設工事の現況と将来

（土木：億円、建築：千㎡）

	H11 (実績)	H22 (推計)
土木	4,552	3,072
建築（着工）	6,236	7,383
建築（除却）	2,577	3,362

(3) 特定建設資材廃棄物の排出量の現況と将来

（千t/年）

	H12 (実績)	H22 (推計)
Co塊	1,362	1,901
As塊	682	393
木材	149	370
合計	2,193	2,664

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化率

Co塊	As塊	木材
99%	98%	40%

(5) 最終処分場の残容量

管理型処分場	3.1年
安定型処分場	6.3年

3 分別解体等及び再資源化等の基本的方向

(1) 分別解体等及び再資源化等の方向

イ 基本的方向

発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→最終処分

ロ 分別解体等及び再資源化等に関する規模の基準 （政令基準に同じ）

工事の種類	対象建設工事の規模
建築物解体	延べ面積 80㎡以上
建築物新築	" 500㎡以上
建築物修繕等	請負金額 1億円以上
その他工作物	" 500万円以上

ハ 再資源化に関する距離の基準（省令基準に同じ）

- ・木材（指定建設資材廃棄物）については、一定の距離（50km）内に再資源化施設がない場合など、再資源化が困難な場合は縮減。

4 分別解体等及び再資源化等の方策

(1) 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

ア 基本的方向

限られた資源の有効活用のため、排出抑制を行う。

イ 関係者の役割

所有者、設計者、施工者、県等の役割を定める。

県の役割：率先して排出の抑制に取り組む。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

ア 基本的方向

再資源化された物の利用の促進。再資源化施設等の整備の取組み。

イ 再資源化等の目標（H22）

Co塊 99% As塊 99% 木材 95%

（県事業はH17に100%を目標とする）

(3) 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

ア 基本的方向

品質の確保及び環境の保全に配慮し、再生資材の需要の創出・拡大への積極的取組。

（県事業における率先した利用）

イ 具体的方策

Co塊：再生基礎裏込材、再生下層路盤材等に利用

As塊：再生加熱アスファルト混合物等に利用

木材：木質ボード、堆肥等の原材料に利用

ウ 関係者の役割

製造者、設計者、施工者、県等の役割を定める。

(4) 知識の普及

環境教育、環境学習、広報活動等を通じ、県民の理解を深め環境の保全に留意し、関係者に協力を求める。

(5) その他の重要事項

関係法令を遵守し、有害物質等の発生抑制や周辺環境への防止を図る。